

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

告 示

○宮城県土地利用基本計画の変更

○特定非営利活動法人の設立の認証申請（二件）

○土地改良法に基づく交換分合計画の認可

○保安林の指定の予定

○建設業許可の取消し

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける落札者の決定

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の中止の公

告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決

定（十件）

宮城県漁業調整委員会

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に伴う漁業の制限

告 示

○宮城県告示第二百九十号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項の規定により定められた宮城県土地利用基本計画を変更したので、同条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その趣旨を次のとおり公表する。

その関係図書は、宮城県庁（企画部地域振興課）において縦覧に供する。

平成二十三年四月十五日

一 農業地域及び森林地域の一部変更

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更した地域の名称	市町村名	変更した地区	変更の内容
登米農業地域	登米市	迫町北方字東富永、同字川戸沼及び同字太田河の各一部	二十一ヘクタールを縮小
登米森林地域	登米市	迫町北方字川戸沼の一部	九ヘクタールを縮小
栗原森林地域	栗原市	栗駒深谷字南沢、栗駒深谷本桐及び栗駒深谷馬場前の各一部	三ヘクタールを縮小
加美森林地域	加美町	高清水中の沢の一部	二ヘクタールを縮小
仙台森林地域	仙台市	宮崎字北の一部	十六ヘクタールを縮小
大和森林地域	大和町	泉区美沢字男生山の一部	九ヘクタールを縮小
大衡森林地域	大衡村	泉区北高森の一部	三ヘクタールを縮小
		鶴巣小鶴沢字井戸神沢、同字三田及び同字閑場の各一部	四ヘクタールを縮小
		鶴巣大平字勝負沢の一部	四ヘクタールを縮小
		中央平の一部	十四ヘクタールを縮小

二 宮城県土地利用基本計画書の全部変更

宮城県土地利用基本計画書の全部を次のとおり変更した。

宮城県土地利用基本計画書

前文 土地利用基本計画の性格

本土地利用基本計画（以下「本基本計画」という。）は、宮城県の区域について、適正かつ合理的な土地利用を図るため国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定に基づき国土利用計画（全国計画及び宮城県計画）を基本として定めるものである。

本基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たって基本となる計画である。すなわち都市計画法（昭和43年法律第100号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第56号）、森林法（昭和26年法律第249号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）など（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。

第1 土地利用の基本方向

1 県土利用の基本方向

県土の利用は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることを考慮して、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行われなければならない。

本県の県土利用をめぐる諸条件の変化をみると、人口減少と高齢化の進展の中で、中心市街地の空洞化、低未利用地や耕作放棄地などの増加により、都市、農山漁村のいずれにおいても土地の利用効率が低下している。また、県土の安全や自然との共生・循環を重視した県土利用への要請及び良好な景観の形成などに対する志向が高まっている。

このような状況を踏まえ、以下の基本方向により、より良い状態で県土を次世代へ引き継ぐことができる「持続可能な県土管理」の実現を図るものとする。

(1) 県土の有効利用

都市的土地利用については、土地の高度利用とともに低未利用地の有効利用を促進し、自然的土地利用については、農用地、森林などの適正な保全と耕作放棄地などの適切な利用を図るものとする。

(2) 県土利用の質的向上

安全で安心できる県土利用、自然との共生・循環を重視した県土利用、美しくゆとりある県土利用といった観点を基本とする。

(3) 土地利用転換の適正化

土地利用の転換については、いったん転換した後元の地目に戻すことは容易でないこと、生態系をはじめとする自然の様々な循環系や景観に影響を与えることなどを考慮し、自然的土地利用の維持を基本として、慎重な配慮の下で計画的に行う。

(4) 地域間の適切な調整

交通網の発達などにより人々の行動範囲が拡大する中で、大規模集客施設の立地など特定の土地利用が他の土地利用に及ぼす影響の広域性に配慮した地域間の適切な調整を図るものとする。

2 地域類型別の土地利用の基本方向

都市、農山漁村及び自然維持地域の土地利用に当たった基本方向は、以下のとおりとする。なお、これらの地域の相互の関係を考慮して、相互の機能分担、交流・連携といった地域間のつながりを考慮する。

(1) 都市

都市においては、中心市街地などへの都市機能の集約を進めつつ、既成市街地においては、再開発などにより土地利用の高度化を図るとともに、低未利用地の有効利用を促進する。また、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図るとともに、都市活動による環境への負荷の低減に努める。さらに、美しく良好な街並み景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間による生態系ネットワークの形成などにより、ゆとりある快適な都市環境の形成を図る。

(2) 農山漁村

農山漁村においては、優良農用地及び森林を確保するとともに、耕作放棄地の発生防止及び復元並びに間伐などの手入れの不十分な森林の増加防止に努め、それらの有効利用を図る。また、豊かで美しい農山漁村における景観、県土の生態系ネットワークの維持・形成を図るとともに、都市との機能分担や交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用に努める。

(3) 自然維持地域

高い価値を有する原生的な自然を含む地域など自然環境の保全を旨として維持すべき地域については、県土の生態系ネットワーク形成上、中核的な役割を果たすことから、野生生物の生態・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、自然環境が劣化している場合は再生することなどにより、適正に保全する。あわせて適正な管理の下で、自然体験・学習などの自然とのふれあいの場としての利用を図る。

3 地域別の土地利用の基本方向

地域の区分は、県土の自然的、社会的、経済的諸条件を考慮して県中南部地域、県北西部地域及び県北東部地域の3地域区分とする。

地域の区分	地域の範囲
県中南部地域	(広域仙台都市圏) 仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、亶理郡、(広域山南圏) 白石市、翔田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡
県北西部地域	(広域大崎圏) 大崎市、加美郡、遠田郡 (広域栗原圏) 栗原市
県北東部地域	(広域登米圏) 登米市、東松島市、牡鹿郡 (広域石巻圏) 石巻市、気仙沼市、本吉郡 (広域気仙沼・本吉圏) 気仙沼市、本吉郡

(1) 県中南部地域

この地域の土地利用については、他の地域よりも都市的土地利用の割合が高い一方で、森林

が面積の約6割を占めるという自然豊かな地域特性を生かし、持続可能な集約市街地の形成、東北圏の発展を先導する中枢都市圏の形成、豊かな自然と共生し、環境と調和した生活空間の形成を図るものとし、次により対処するものとする。

都市部については、国際交流、産業経済、学術研究などの多様な都市機能の高度化と集積が見込まれることから、周辺地域における自然的土地利用との調和を図りながら、土地利用の高度化と低未利用地の有効利用を促進し計画的に良好な市街地の形成と再生を図る。その際、防災拠点の整備やオーブンスペースの確保などにより安全性の向上に努めるとともに、緑地や水辺空間の保全、創出を促進し、潤いのある快適な都市環境の形成を図る。

農村部については、農業の生産性の向上と高付加価値化を図るため、優良農用地の確保と生産基盤の整備を推進する。

山間部については、林業の振興に加え、豊富な森林資源と観光資源を有することから、木材生産、県土保全及び環境教育などの諸機能が高度に発揮されるよう適切な整備・保全を図るとともに、観光・レクリエーション地域としての機能の充実に努めるものとする。

沿岸部については、海岸保全施設の整備を推進し、県土の保全と住民の安全性の確保に努める。

なお、松島や蔵王連峰、船形連峰などの優れた自然環境や水資源、歴史的・文化的資源の保全に十分配慮するものとする。

(2) 県北西部地域

この地域の土地利用については、農用地と森林が面積の約8割を占めるという地域特性を生かしつつ、大崎市古川地域の核的都市機能と各市街地との広域連携機能の強化を図るとともに、環境と調和した快適な生活空間の整備を促進し、地域資源や高速交通網を生かした産業の育成・集積を進め、豊かな自然・広大な田園環境とともに暮らせる地域の形成に努めるものとし、次により対処するものとする。

都市部については、周辺地域における自然的土地利用との調和を図りながら、都市機能の維持と市街地の整備改善を促進する。その際、緑地や水辺空間の保全、創出を促進し、美しくゆとりある市街地の形成を図る。

農村部については、地域の主要産業である農業の生産性の向上と高付加価値化を図るため、広大で肥沃な大崎耕土、金成耕土などの優良農用地の確保と生産基盤の整備を推進する。あわせて、美しい農村景観の保全、復元を進め魅力ある田園空間の形成に努める。

山間部については、林業の振興に加え、県土保全及び環境教育などの諸機能が高度に発揮されるよう森林の適切な整備・保全を図るとともに、優れた自然景観及び歴史・文化資源を生か

し、観光・レクリエーション地域としての機能の充実に努めるものとする。

なお、ラムサール条約湿地、栗駒国定公園などの豊かな自然環境や歴史・文化資源の保全に十分配慮するものとする。

(3) 県北東部地域

この地域の土地利用については、金華山三陸沖漁場とリアス式海岸を生かした良港を数多く抱える一方で、内陸部では豊富な森林資源と肥沃な優良農用地に恵まれた地域特性を生かし、地域内外との広域的な連携と交流の基盤となる高速交通網の整備に伴い都市的土地利用への転換がさらに見込まれることから、地域活性化と自然的土地利用の維持とのバランスに配慮した計画的な土地利用を図るとともに、歴史や文化、景観といった魅力あふれる地域資源の活用と保全に努めるものとし、次により対処するものとする。

都市部については、周辺地域における自然的土地利用との調和を図りながら、石巻市・気仙沼市の中核的都市機能と各市街地との連携を強化するとともに、既存市街地の有効利用を優先し、徒歩生活圏内に様々な都市機能が集約されたれもが暮らしやすい市街地の形成を図る。

農村部については、農業の生産性の向上と高付加価値化を図るため、広大で肥沃な登米耕土など、北上川流域を中心として優良農用地の確保と生産基盤の整備を推進する。

山間部については、林業の振興に加え、水源のかん養などの森林の有する多面的機能が高度に発揮されるよう、森林の適切な整備・保全を図る。

沿岸部については、過去の津波被害を踏まえた海岸保全施設の整備を推進し、県土の保全と住民の安全性の確保に努める。また、各種港湾・漁港周辺地域における土地の有効利用を図り、水産業など地域の基幹産業の振興に努める。

なお、ラムサール条約湿地、この地域特有のリアス式海岸に代表される豊かな海辺環境など恵まれた自然環境や地域に受け継がれてきた歴史・文化資源の保全に十分配慮するものとする。

4 土地利用の原則

土地利用は、土地利用基本計画図に示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとに、それぞれ次の原則に従って適正に行われなければならない。

また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地などの問題が生じるおそれのある地域については、地域の環境を保全しつつ地域の実情に応じて総合的かつ計画的な土地利用の実現を図るものとする。

なお、五地域のいずれにも属さない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連などを考慮して適正な土地利用を図るものとする。

(1) 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し及び保全する必要がある地域である。都市地域の土地利用については、良好な都市環境の確保、形成及び人口減少と高齢化の進展に対応したれも暮らしやすいコンパクトで機能的な都市の形成に配慮しつつ、効率的な利用を図るものとする。また、新たな土地需要がある場合には、低未利用地の再利用を優先させる一方、農用地や森林などの自然的土地利用からの転換については、慎重な配慮の下で計画的に行うものとする。

イ 市街化区域

市街化区域（都市計画法第7条第1項による市街化区域をいう。以下同じ。）においては、安全性、快適性に十分配慮するとともに、既存の社会資本を最大限に活用しながら、日常生活で必要となる多様な都市機能が揃い、自動車を使わなくても生活できる利便性の高い市街地の形成を図るものとする。また、住宅地、商業地などの適切な配置、熱環境改善に資する緑地・水面の保全・創出と適切な配置により、都市活動による環境への負荷が少ない都市の形成を図るものとする。

なお、市街化区域内の農地については、良好な都市環境の形成の観点からも保全を視野に入れ、計画的な利用を図るものとする。

ロ 市街化調整区域

市街化調整区域（都市計画法第7条第1項による市街化調整区域をいう。以下同じ。）においては、特定の場合を除き、都市的な利用を避け、良好な都市環境を保持するための緑地などの保全を図るものとする。

ハ その他の都市計画区域

市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域における用途地域（都市計画法第8条第1項第1号による用途地域をいう。以下同じ。）内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準ずるものとし、用途地域以外の都市地域においては、土地利用の動向を踏まえ、自然環境及び農林地の保全に留意しつつ、都市的な利用を認めるものとする。

(2) 農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。

農業地域の土地利用については、農用地が食料供給源として国民の最も基礎的な土地資源であるとともに、良好な生活環境や自然環境の構成要素であることを考慮して、現況農用地は極力その保全と有効利用を図るとともに、農士の有効利用、生産性の向上などの見地から農用地

区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号による農用地等として利用すべき土地の区域をいう。以下同じ。）において今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備するものとする。

なお、耕作放棄地については、農士の有効利用並びに農士及び環境の保全の観点から、周辺土地利用との調整を図りつつ、地域住民の理解を得ることに努めながら、農用地への復元を積極的に促進するものとする。ただし、農用地への復元が困難な場合には、地域の実情に応じて森林などへの転換を図るものとする。

イ 農用地区域

農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることを考慮して、土地改良、農用地造成などの農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとする。

ロ 農用地区域を除く農業地域内の農地等

農用地区域を除く農業地域内の農地等については、都市計画など農業以外の土地利用計画との調整を了した場合には、その転用は極力調整された計画を尊重し、農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地、又は農業に対する公共投資の対象となった農地（以下「優良農地」という。）は、後順次に転用されるよう努めるものとする。また、農業以外の土地利用計画との調整を了しない地域及び農業以外の土地利用計画の存しない地域においては、優良農地の転用は原則として行わないものとする。

(3) 森林地域

森林地域は、森林として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。

森林地域の土地利用については、森林が木材生産、農士保全、水源のかん養、保健体養、自然環境の保全などの多面的機能を通じて農民生活に大きく寄与していることを考慮して、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する諸機能が高度に発揮されるよう適切な整備・保全を図るものとする。

なお、原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林など自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図るものとする。

イ 保安林

保安林（森林法第25条第1項又は第25条の2第1項若しくは第2項による保安林をいう。以下同じ。）については、農士保全、水源のかん養、生活環境の保全などの諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることを考慮して、適正な管理を行うとともに他用途への転

用は行わないものとする。

□ 保安林以外の森林地域

保安林以外の森林地域については、多面的機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、優良人工造林地又はこれに準ずる天然林などの機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとする。

なお、森林を他用途へ転用する場合には、災害の発生、環境の悪化など、森林の多面的機能の低下を防止することに十分配慮して、周辺の土地利用との調和を図るものとする。

(4) 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域である。

自然公園地域の土地利用については、豊かで多様な自然環境と生態系を守り、次世代に引き継いでいくため、積極的にその保全に取り組むとともに、自然とふれあうマナーやルールを学び、自然に対する理解を深める場所としても重要な役割を担っていることから、自然環境の持続可能な範囲内で利用するものとする。

イ 特別保護地区

特別保護地区（自然公園法第21条第1項による特別保護地区をいう。）については、原生的自然が残る地域など、特に嚴重に自然景観を維持する必要がある地域であるため、厳正な保護を図るものとする。

□ 特別地域

特別地域（自然公園法第20条第1項又は県立自然公園条例（昭和34年宮城県条例第20号）第10条第1項による特別地域をいう。以下同じ。）については、次の区分（自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第9条の2又は県立自然公園条例施行規則（昭和35年宮城県規則第59号）第3条による特別地域の区分をいう。）に応じた土地利用を図るものとする。

(イ) 第1種特別地域

第1種特別地域については、特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であるため、現在の景観を極力維持するものとする。

(ロ) 第2種特別地域・第3種特別地域

第2種特別地域・第3種特別地域については、その風致の維持を図るべきものであることを考慮して、都市的土地利用を行うための開発行為は極力避けるものとする。

ハ 普通地域

普通地域（自然公園法第33条第1項又は県立自然公園条例第12条第1項による普通地域をいう。以下同じ。）においては、都市的土地利用又は農業的土地利用を行うための大規模な開発、その他自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用は極力避けるものとする。

(5) 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。

自然保全地域の土地利用については、生物多様性を確保し、広く県民がその恵沢を享受するとともに、将来の県民にその優れた自然環境を継承することができるよう、積極的に保全を図るものとする。

イ 特別地区

特別地区（自然環境保全法第25条第1項又は自然環境保全条例（昭和47年宮城県条例第25号）第17条第1項による特別地区をいう。以下同じ。）においては、原生林や湿原、貴重な野生動植物の生息・生育地などの指定の趣旨を考慮して、その特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。

□ 普通地区

普通地区（自然環境保全法第28条第1項又は自然環境保全条例第21条第1項による普通地区をいう。以下同じ。）においては、原則として土地の利用目的を変更しないものとする。

第2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち2地域が重複している地域においては次に掲げる調整指導方針に即し、また、3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向などを考慮して、第1の2及び3に掲げる土地利用の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。

1 都市地域と農業地域とが重複する地域

(1) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合は農用地としての利用を優先するものとする。

(2) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合は土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるものとする。

2 都市地域と森林地域とが重複する地域

- (1) 都市地域と保安林の区域とが重複する場合
保安林としての利用を優先するものとする。
- (2) 市街化区域及び用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努めるものとする。
- (3) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるものとする。
- 3 都市地域と自然公園地域とが重複する地域
 - (1) 市街化調整区域と特別地域とが重複する場合
自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。
 - (2) 市街化調整区域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合
自然公園としての保護及び利用に配慮しつつ、両地域の調整を図っていくものとする。
- 4 都市地域と自然保安地域とが重複する地域
 - (1) 市街化調整区域と特別地区とが重複する場合
自然環境の保全を優先する。
 - (2) 市街化調整区域と特別地区以外の自然保安地域とが重複する場合
自然環境の保全に配慮しつつ、両地域の調整を図っていくものとする。
- 5 農業地域と森林地域とが重複する地域
 - (1) 農業地域と保安林の区域とが重複する場合
保安林としての利用を優先するものとする。
 - (2) 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら森林としての利用を認めるものとする。
 - (3) 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
原則として、森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認めるものとする。
- 6 農業地域と自然公園地域とが重複する地域
 - (1) 農業地域と特別地域とが重複する場合
自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。
 - (2) 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

7 農業地域と自然保安地域とが重複する地域

- (1) 農業地域と特別地区とが重複する場合
自然環境の保全を優先するものとする。
- (2) 農業地域と特別地区以外の自然保安地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

8 森林地域と自然公園地域とが重複する地域
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

9 森林地域と自然保安地域とが重複する地域
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

第3 公的機関の開発保全整備計画

豊かで住みよい県土を創造し、更に発展させるためには、今後も自然環境の保全に配慮し、生活環境の整備を充実しながら、国や地方公共団体等による公的機関の開発保全整備計画の実施を推進しなければならぬ。

そのため、別表に掲げる公的機関による開発保全整備計画について、その社会的目標を確保するため当該計画に基づく事業が円滑に実施されるよう、土地利用に配慮するものとする。

別表

計 画 名	事業目的	規模 (ha)	位 置	計画主体	事業主体
王城寺原演習場周辺緑地整備計画	緑地整備	259	黒川郡大和町	東北防衛局	東北防衛局

○旭城県旭城第一四九十一号
特定非営利活動法人(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の登記の申請があつたのじ、同条第二項の規定により登記した。

平成二十三年四月十五日

旭城県知事 佐 井 廉 規

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 ゆひろきキーン

一 代表者の氏名 平塚 隆之介

二 主たる事務所の所在地 仙台市宮城野区幸町五丁目十二番七号

三 定款に記載された目的 この法人は、子育て家庭に於いて様々な支援に関する事業を行い、子育てしやすい地域つくりと環境の改善に努め、子育ての向上を図る。

四 申請のあつた年月日 平成二十三年三月二十五日

○宮城県告示第二百九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 サン・エー

一 代表者の氏名 大場 京子

二 主たる事務所の所在地 栗原市築館字八沢南沢八十五番地

三 定款に記載された目的 この法人は、就労意欲のある障害者、就労の可能性のある障害者に対して、主に障害者自立支援法などに基づき障害者福祉サービスを行い、障害者の就労促進、自立に寄与すること、また就労が困難な障害者に対しても生活支援や相談事業などを行うことにより、障害者福祉の増進を図り、社会に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十三年三月三十一日

○宮城県告示第二百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十九条第一項の規定により、加美郡色麻町色麻土地改良区に係る高城地区の交換分合計画について平成二十三年四月八日認可した。

平成二十三年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第二百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

加美郡加美町宮崎字北三九の七

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種を定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができると認められる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百九十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十三年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十三年四月五日

二 商号又は名称等

株式会社三協建 高嶋 悦男	大崎市古川新田字旭八 十三・一	般・二十一 第九千七百五 十四号	一部廃業 建設工業業	平成二十三年 三月九日
株式会社デザイン ンハウスノア 相澤 武	仙台市若林区連坊一丁 目十・二十二	般・十九 第九千六百八 十八号	全部廃業 建設工業業 大工工業業 内装仕上工業業	平成二十三年 三月二日
宮城県ビルリ フォーム協同組 合 行雄	仙台市青葉区昭和町二 番二十三ノ一 ウ・スアイ パンビル五〇一 号	般・十九 第九千七百 十二号	全部廃業 建設工業業 塗装工業業	平成二十三年 三月十日
有限会社早坂組 建設工業 早坂 強	仙台市泉区東黒松十四 ・三	般・十八 第九千二百三 百二十一号	全部廃業 建設工業業 大工工業業 屋根工業業 タイル・れんが ・ブロック工業業 内装仕上工業業	平成二十三年 三月三日
ムラキ商会 村木 富雄	仙台市泉区南光台五丁 目二十三・三十二	般・十九 第九千三百三 十八号	全部廃業 建設工業業	平成二十三年 三月四日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十三年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 宮城県物品等電子調達システムASPサービス提供他業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十三年三月二十九日

四 落札者の名称及び所在地 日本電気株式会社東北支社（みやぎ物品等電子調達ASP提供企業連合代表構成員） 仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 落札金額 二億六千八百三十八万円

六 契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十三年一月二十一日

○平成二十三年三月十一日付けで公告した政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札を中止するので、次のとおり公告する。
平成二十三年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札を中止する業務

1 業務等件名及び数量 宮城県教育情報システム・インターネット接続サービス等調達業務 一式

2 履行期間 平成二十三年五月一日から平成二十六年三月三十一日

3 履行の場所 受託業者の施設

二 入札を中止する理由

平成二十三年東日本大震災の影響により、入札の実施が困難なため

三 その他

この入札中止の広告の内容についての問い合わせ先は、次のとおりとする。

〒九八〇・八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁義務教育課指導班（担当 加藤高政 電話〇二二・二二一・三六四四）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十三年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立光明支援学校スクールバス運行業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県教育庁特別支援教育室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十三年三月一日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社ミヤコーバス 仙台市泉区泉ヶ丘三丁目十三番二十号

五 落札金額 一億五千五百七万三千五百五十円

六 契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十三年一月十八日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十三年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立石巻支援学校スクールバス運行業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県教育庁特別支援教育室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十三年三月一日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 有限会社豊石観光 石巻市須江字豊石五十番地二

五 落札金額 九千八百四十七万五千三百円

六 契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十三年一月十八日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十三年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立古川支援学校スクールバス運行業務 一式
 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県教育庁特別支援教育室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十三年三月一日

- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社ミヤコーバス 仙台市泉区泉ヶ丘三丁目十三番二十号

五 落札金額 一億二千三百九十七万八千七百五十円

六 契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十三年一月十八日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十三年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立気仙沼支援学校スクールバス運行業務 一式
 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県教育庁特別支援教育室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十三年三月一日

- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 有限会社大上観光バス 気仙沼市古町一丁目三番四十一号

五 落札金額 五千八百一十一万三千八百八十四円

六 契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十三年一月十八日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十三年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立名取支援学校スクールバス運行業務 一式
 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県教育庁特別支援教育室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十三年三月一日

- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社ミヤコーバス 仙台市泉区泉ヶ丘三丁目十三番二十号

五 落札金額 一億八千三百三十九万八千二百五十円

六 契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十三年一月十八日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十三年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立角田支援学校スクールバス運行業務 一式
 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県教育庁特別支援教育室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十三年三月一日

- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 有限会社はらまち旅行 福島県南相馬市原町区牛来字石橋百十四番三号

五 落札金額 八千五百七十七百円

六 契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十三年一月十八日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十三年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立利府支援学校スクールバス運行業務 一式
 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県教育庁特別支援教育室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十三年三月一日

- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社ミヤコーバス 仙台市泉区泉ヶ丘三丁目十三番二十号

五 落札金額 二億三千万四千五百円

六 契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十三年一月十八日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十三年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立金成支援学校スクールバス運行業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県教育庁特別支援教育室 仙台市青

葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十三年三月一日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 グリーン観光バス株式会社 栗原市築館字下宮野町

下三十一番一号

五 落札金額 四千十三万千円

六 契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十三年一月十八日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十三年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立迫支援学校スクールバス運行業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県教育庁特別支援教育室 仙台市青

葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十三年三月一日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 有限会社豊石観光 石巻市須江字豊石五十番地二

五 落札金額 五千百十五万九百六十円

六 契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十三年一月十八日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十三年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立山元支援学校スクールバス運行業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県教育庁特別支援教育室 仙台市青
葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十三年三月一日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社タケヤ交通 柴田郡川崎町大字前川字中町

三十八番地

五 落札金額 二千五百五十七万八千円

六 契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十三年一月十八日

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により宮城県地先の海域において、がれきその他の漂着物及び沈没物が散乱し、漁船の航行及び操業並びに漁獲物の衛生上の安全を確保できない状況にあるため、漁業の操業を次のとおり制限する。
平成二十三年四月十五日

宮城海区漁業調整委員会

会 長 畠 山 喜 勝

一 制限期間

平成二十三年四月十五日から平成二十三年五月三十一日まで

二 制限の内容

- 1 宮城県地先海面において、わかめ及びはたて貝の採苗並びに種かきの仮植を除き、区画漁業権の行使を停止する。
- 2 宮城県沖合海面において、総トン数二十トン未満の漁船を使用して漁業を行ってはならない。ただし、指定漁業及び特定大臣許可漁業については、この限りでない。